

滋賀県琵琶湖等水上安全条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第8条 省略 (<u>酒酔い操船等の禁止</u>)</p> <p>第8条の2 (新設) 船舶の操船者は、<u>酒に酔った状態その他の正常な操船ができないおそれがある状態で、操船してはならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第9条～第15条 省略 第16条 省略</p> <p>2 琵琶湖等またはその付近地を利用して遊興船舶等を設けて人に利用させる者は、前条の措置のほか、水上交通の安全のため、次に掲げる措置を執らなければならない。</p> <p>(1) 操船しようとする者が<u>酒に酔った状態その他の正常な操船ができないおそれがある状態であると認められるときは、遊興船舶等を貸し出さないこと。</u></p> <p>(2) 省略</p>	<p>第1条～第8条 省略 (<u>酒気帯び操船等の禁止</u>)</p> <p>第8条の2 <u>何人も、酒気を帯びた状態で船舶を操船してはならない。</u></p> <p>2 <u>何人も、前項に規定する場合のほか、薬物の影響その他の理由により、正常な操船ができないおそれがある状態で船舶を操船してはならない。</u> (<u>安全確保等の措置</u>)</p> <p>第8条の3 警察官は、船舶に乗船し、または乗船しようとしている者が前条第1項の規定に違反して船舶を操船するおそれがあると認められるときは、<u>次項の規定による措置に関し、その者が身体に保有しているアルコールの程度について調査するため、公安委員会規則で定めるところにより、その者の呼気の検査をすることができる。</u></p> <p>2 警察官は、前項の検査を行つた場合において、<u>当該船舶の操船者が前条第1項の規定に違反して船舶を操船するおそれがあるときは、その者が正常な操船ができる状態になるまで船舶の操船をしてはならない旨を指示する等水上交通の安全を確保し、または事故を防止するため必要な応急の措置を執ることができる。</u></p> <p>第9条～第15条 省略 第16条 省略</p> <p>2 琵琶湖等またはその付近地を利用して遊興船舶等を設けて人に利用させる者は、前条の措置のほか、水上交通の安全のため、次に掲げる措置を執らなければならない。</p> <p>(1) 操船しようとする者が<u>酒気を帯びた状態または薬物の影響その他の理由により正常な操船ができないおそれがある状態であると認められるときは、遊興船舶等を貸し出さないこと。</u></p> <p>(2) 省略</p>

第16条の2 琵琶湖等またはその付近地を利用して、遊興に供する船舶を保管するための施設または設備を設け、業として人に利用させようとする者は、水上交通の安全のため、次に掲げる措置を執るよう努めなければならない。

(1) 省略

(2) 操船しようとする者に対し、酒に酔った状態その他の正常な操船ができないおそれがある状態で操船しないよう指導すること。

(3)・(4) 省略

第17条～第24条 省略

(罰則)

第25条 第10条前段の規定に違反して、航行による事故が発生したとき必要な措置を執らなかつた船舶の操船者は、3月以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

2 第8条の2の規定に違反した者は、2月以下の懲役または30万円以下の罰金に処する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条の2の規定に違反した者

(2) 第13条第1項もしくは第2項、第18条または第19条第2項の規定による公安委員会の命令に従わなかつた者

(3) 第17条第1項の規定による公安委員会の指示に従わなかつた者

第16条の2 琵琶湖等またはその付近地を利用して、遊興に供する船舶を保管するための施設または設備を設け、業として人に利用させようとする者は、水上交通の安全のため、次に掲げる措置を執るよう努めなければならない。

(1) 省略

(2) 操船しようとする者に対し、酒気を帯びた状態または薬物の影響その他の理由により正常な操船ができないおそれがある状態で操船しないよう指導すること。

(3)・(4) 省略

第17条～第24条 省略

(罰則)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条の2第1項の規定に違反して船舶を操船した者で、その操船をした場合において酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な操船ができないおそれがある状態をいう。）にあつたもの

(2) 第8条の2第2項の規定に違反して船舶を操船した者

(3) 第10条前段の規定に違反して、航行による事故が発生したとき必要な措置を執らなかつた船舶の操船者

2 第8条の2第1項の規定に違反して船舶（動力船に限る。）を操船した者で、その操船をした場合において身体に公安委員会規則で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあつたものは、3月以下の懲役または30万円以下の罰金に処する。

3 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条の2の規定に違反したとき。

(2) 第13条第1項もしくは第2項、第18条または第19条第2項の規定による公安委員会の命令に従わなかつたとき。

(3) 第17条第1項の規定による公安委員会の指示に従わなかつたとき。

- (4) 第 17 条第 2 項の規定による警察官の指示に従わなかつた者
- (5) 第 17 条の 2 第 2 項の規定に違反した者
- (6) 第 17 条の 2 第 5 項の規定に違反した者
- (7) 第 20 条の規定による公安委員会の指定または制限に違反して船舶を操船した者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。  
(新設)

(1)・(2) 省略

(3) 第 11 条第 1 項または第 12 条第 1 項の規定による届出 (第 11 条第 1 項第 1 号に掲げる行為に係る届出を除く。) をせず、または虚偽の届出をした者

(4) 省略

(新設)

5 省略

(両罰規定)

第 26 条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関して前条第 3 項 (第 4 号を除く。) または 第 4 項第 3 号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても同条の罰金刑を科する。

付則 省略

(4) 第 17 条第 2 項の規定による警察官の指示に従わなかつたとき。

(5) 第 17 条の 2 第 2 項の規定に違反したとき。

(6) 第 17 条の 2 第 5 項の規定に違反したとき。

(7) 第 20 条の規定による公安委員会の指定または制限に違反して船舶を操船したとき。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 8 条の 3 第 1 項の規定による警察官の検査を拒み、または妨げた者

(2)・(3) 省略

(削除)

(4) 省略

5 第 11 条第 1 項または第 12 条第 1 項の規定による届出 (第 11 条第 1 項第 1 号に掲げる行為に係る届出を除く。) をせず、または虚偽の届出をしたときは、当該違反行為をした者は、20 万円以下の罰金に処する。

6 省略

(両罰規定)

第 26 条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関して前条第 3 項 (第 4 号を除く。) または 第 5 項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても同条の罰金刑を科する。

付則 省略